

## 第1節 災害復旧復興の基本方針及び計画の策定

地域に壊滅的な災害が発生した場合の被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再建により一層安全で安心な市民生活が確保されることをめざさなければならぬ。そのためには速やかに機能的な体制整備を行い、国・県・近隣自治体との連携を図り、早急な復興に努めるものとする。

なお、災害復旧にあっては、市民の意見等を取り入れ、復旧及び復興の基本方針を定め、必要に応じて復興計画を策定する。

### 1 災害復旧・復興の推進

大規模災害の発生により、大きな被害を及ぼす状況となった場合の災害復旧復興については、迅速な対応により市民の早期安定を図るため、次のとおり推進する。なお、復旧復興にあたっては速やかに基本方針を作成し、必要に応じ復興計画を策定する。

- (1) 災害復旧復興に関する市民の意見を尊重するとともに、公平な判断に基づき遂行する。
- (2) 災害復旧復興の遂行は、現状復旧を図るとともに、災害の防止と被害軽減を考慮した対応により遂行する。
- (3) 災害後の復旧復興については、「別府市総合計画」による都市づくりを基本とし、本市の未来像を目指し遂行する。
- (4) 被災者及び被災事業者に対する最大の支援援助に努め、早期回復と安定を図る。

### 2 基本方針の策定

災害復旧復興の実施に際しては、できるだけ速やかに復旧及び復興の基本方針を定め、専門関係機関及び専門員等の応援協力による委員会を設置し、全庁的に効率的・効果的な復興及び復旧が円滑に遂行することに努める。

### 3 復興計画の策定

#### (1) 計画の策定

地域に壊滅的な被害が発生し、社会経済活動に甚大な障害が生じるような大規模災害の再建については、将来的な見地から都市構造及び産業構造の改変が重要となり、高度かつ複雑な大規模事業となることから、必要に応じ、復興計画を策定し、計画的な再建を推進する。

#### (2) 全庁体制の確立

迅速及び的確に職務遂行するための全庁的な体制整備を行う。

#### (3) 復興計画策定の手順

災害復興計画を策定するための手順は、次のとおりとする。

- ① 災害復旧及び復興の基本方針を決定する。
- ② 災害復興計画検討委員会及び分科会を開催し、災害復興計画策定のためのガイドラインを検討・作成する。
- ③ 災害復興に向けての提言を募集する。
- ④ 災害復興計画について、職員特別提言を募集する。
- ⑤ 市政モニターの意識調査を実施する。
- ⑥ 災害復興計画検討委員会を開催し、「災害復興計画ガイドライン」を発表する。
- ⑦ 災害復興計画審議会及び小委員会を開催し、災害復興計画について審議を行う。
- ⑧ 最終の災害復興計画審議会を開催する。
- ⑨ 審議会会长は、市長へ答申する。
- ⑩ 「災害復興計画」を発表する。

#### 4 国・県・他の自治体への要請

必要に応じて、国及び県、他の自治体との連携を図り、財政支援、人員派遣、その他の協力を要請する。

## 第2節 障害物の除去対策

大規模災害により被災した場合における、早期の復旧復興を目指して市民の生活安定を図るためにには、救援物資等の円滑な搬入及び輸送が重要となり、このため、瓦礫等の障害物除去を次のとおり遂行する。

### 1 障害物除去の体制

#### (1) 実施責任者

- ① 大規模災害により排出された障害物除去については、計画の確立と実施を市長が行う。
- ② 災害救助法が適用された場合は、県知事の委任に基づき市長が実施する。

#### (2) 役割分担

- ① 総括班  
障害物除去の応援協力要請に関すること。
- ② 市長公室対策部  
道路等における障害物発生状況の情報収集に関すること。
- ③ 総務対策部
  - ア 必要人員について臨時雇用の調整
- ④ 建設対策部
  - ア 情報収集に基づく障害物除去計画の作成
  - イ 重機等の借上げに関すること。
  - ウ 障害物除去の実施に関すること。
- ⑤ 市民福祉対策部
  - ア 障害物の集積場所候補地選定と調整に関すること。
  - イ 障害物運搬の応援協力に関すること。
- ⑥ 市民及び自主防災組織
  - ア 粗大ゴミ等を道路上に出さない
  - イ 地域内における障害物除去の応援に関すること。

### 2 障害物除去の優先順位

- (1) 人命救助及び火災発生場所への緊急車両の交通路を確保する。
- (2) 市外からの物資搬入ルートを確保する。
- (3) 各避難所等への物資輸送ルートを確保する。
- (4) バス路線の交通を確保する。
- (5) 一般生活道路の通行を確保する。

### 3 障害物除去の要領

#### (1) 障害物の除去

- ① 災害発生地域の適宜な調査パトロールにより、交通の妨害となる障害物を発見した場合は、速やかに除去する。
- ② 道路上の障害物及び河川・橋梁等における流木等の障害物は、速やかに除去し交通の安全確保に努める。
- ③ 橋梁の損壊箇所は安全確認判定を行い、危険箇所については直ちに通行止めの措置をとる。

また、通行不能箇所等については、早急に応急復旧に着手する。

- (2) 大量の障害物除去については、重機等を保有する大分県建設業協会別府支部の協力による動員を依頼する。

#### 4 障害物の一時集積所及び最終処分地の確保

- (1) 除去した瓦礫等の障害物については、一時集積所及び最終処分地の確保を行う。  
なお、処分地等の確保が困難な場合は、県に要請し、他市町村又は県外における処分地確保の支援を受ける。
- (2) 除去した瓦礫等の障害物は、交通の障害を及ぼさず、安全且つ盜難等の危険性がない場所を選定し集積する。

#### 5 障害物除去の期間

障害物を除去する期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

#### 6 障害物除去費用の範囲

被災者に対する障害物除去のために支出できる費用は、次のとおりとする。

- (1) ロープ、スコップその他、障害物を除去するために必要な機械器具等の借上費、輸送費、作業賃金等とする。
- (2) 費用については、市長がその都度定める。

#### 7 障害物除去費用の負担

- (1) 道路上における障害物除去に要する費用は、原則として当該道路管理者が負担する。
- (2) 障害物の除去に要する費用は、災害救助法が適用される場合を除き、市が負担する。  
ただし、災害の規模及び程度等により障害物の除去を受ける者に負担させることができる。

#### 8 書類の整備

障害物の除去を実施した場合には、「障害物除去の状況記録簿」…(様式33)により必要な記録を行うとともに、障害物除去費の支払関係証拠書類を揃えて、これを保存する。

#### 9 自衛隊災害派遣要請

大規模災害により広範囲にわたり障害物が発生し、人命救助等の防災活動を実施する緊急車両の交通路を確保することが困難と認めるとき、災害対策本部長(市長)は県知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

ただし、県知事への要請ができない場合で、市長が事態の急迫により直ちに自衛隊の救援を要すると判断したときは、直接、最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長にその旨及び市の地域に係る災害の状況を通知できる。

なお、直接、最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知した場合は、速やかにその旨を県知事へ通知する。

## 第3節 公共施設の災害復旧

災害復旧事業は、災害にかかった施設を原形に復旧するとともに、施設を復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、災害予防のための施設の新設及び改良工事等について留意し実施する。

### 1 災害復旧事業

各種公共施設に対する災害復旧事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業
- (4) 水道施設災害復旧事業
- (5) 公共下水道施設災害復旧事業
- (6) 公営住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

### 2 復旧技術職員の確保

災害復旧を実施する技術職員に不足が生じたときは、県を通じて被災を免れた他の市町村へ派遣を依頼し、技術職員の確保に努める。

### 3 災害復旧に伴う財政措置

関連する国及び県の災害復旧事業を速やかに活用し、早期の原状復旧を図る。

なお参考までに、公共土木施設災害復旧事業の財政措置の要領を次に示す。

- (1) 災害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条)
  - ① 公共土木施設に災害が生じた場合において、市長は県知事へ主務省令で定める様式により、遅滞なくその状況を報告しなければならない。
  - ② 県知事が市長から報告を受けたときは、これを取りまとめて遅滞なく主務大臣へ報告しなければならない。
- (2) 国庫負担申請(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条)
  - ① 市長が災害復旧事業費の決定を受けようとするときは、災害復旧事業の目論見書及び設計書を添付し、その旨を主務大臣に申請しなければならない。
  - ② 市長が災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、予め当該災害復旧事業の設計単価表及び歩掛表を主務大臣に協議し、同意を得なければならぬ。ただし、市長が、県知事が主務大臣の同意を得た設計単価及び歩掛で当該市町村を含む地域に係る最新のものを用いて災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、この限りでない。
  - ③ 前期の①及び②を行う場合は、県知事を経由しなければならない。
- (3) 事業費の決定(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条)
  - 国が災害復旧事業費の一部を負担する災害復旧事業(負担法第3条)及び国が災害復旧事業の全部を負担する災害復旧事業(負担法第5条)の事業費は、地方公共団体の提出する資料及び実地調査結果等を勘案して主務大臣が決定する。
- (4) 適用除外(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条)
  - 次に記載する災害復旧事業は、国庫負担の適用除外となり市が単独事業で実施することとなるので、実施にあたっては十分に留意して遂行しなければならない。
    - ① 一箇所の工事費用が、県においては120万円また市においては60万円に満たないもの。

- ② 工事の費用に比べて、その施設の効果が著しく小さいもの。
- ③ 維持工事とみるべきもの。
- ④ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ⑤ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことが基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ⑥ 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。  
ただし、維持上又は公益上で、特に必要と認められるものを除くもの。
- ⑦ 天然の河岸及び海岸の決壊に係るもの。  
ただし、維持上又は公益上で、特に必要と認められるものを除くもの。
- ⑧ 災害復旧事業以外の、事業工事施行中に生じた災害に係るもの。
- ⑨ 直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路、その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの。

## 第4節 被災者・被災事業者への自立支援

### 1 災害義援金の受付及び配分

市に寄託された被災者あての義援金及び県又は日本赤十字社大分県支部から送られた義援金の配分は、次により行う。

#### (1) 義援金の受付

義援金の受付は、次により行う。

##### ① 義援金の受付窓口

ア 市災害対策本部の市民福祉対策部にて行う。

イ 災害状況によっては、臨時に指定した他の公共施設で行う。

##### ② 義援金の受領書

義援金を受領したときは、寄託者へ受領書を発行する。

#### (2) 義援金の配分

##### ① 義援金配分委員会

次の機関により、義援金配分委員会を構成する。

ア 別府市

イ 日本赤十字別府市地区奉仕団

ウ 別府市社会福祉協議会

エ 別府市自治委員会

オ その他必要と認める団体等

##### ② 被災地区の被災人員等を勘案して配分計画をたて、被災者に対して、日本赤十字別府市地区奉仕団、及びその他の各種団体の協力を得て公平に配分する。

#### (3) 義援金の保管

義援金の保管については、市災害対策本部の市民福祉対策部が行う。

#### (4) 配分資料の整備及び保管

市民福祉対策部は、義援金配分の基礎資料として「個人・被害状況調査表」…(様式34)及び「施設等・被害状況調査表」…(様式35)などを整備し、保管する。

### 2 被災者台帳の整備及び情報提供

#### (1) 被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

#### (2) 被災者・被災事業者の生活再建等のための情報提供

被災規模等に応じて適用される各種支援制度の情報を収集するとともに、市のHPや広報誌、避難所の掲示物、自治会を通じた広報など様々手段を活用し、速やかに被災者・被災事業者へ提供するものとする。

被災事業者の事業再開に資する情報についても早期に情報提供できるよう努める。

### 3 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備を検討

県が検討する中間組織の具体化と進捗を合わせ、具体化を図る。

## 第5節 被災者支援に関する各種制度の概要

災害復旧に必要な資金需要を速やかに把握するとともに、被災者、中小企業者及び農林漁業者に対する生活資金及び繋ぎ融資等の措置を講じ、併せて、あらゆる制度を活用し積極的な被災者への自立支援推進に努める。

各種制度については、内閣府が発行する『被災者支援に関する各種制度の概要』等を参考する他、市として下記の被災者支援を実施する。

市の被災者支援制度一覧

項目	内容	受付窓口
1	各種証明発行手数料の免除 住民票等、印鑑登録証明書等、戸籍謄本等各種手続きのため必要な場合その手数料を免除	市民課
	所得・税額証明等各種手続きのため必要な場合その手数料を免除	市民税課
2	市営住宅の一時入居 火災等により住宅を失った方に對して一時的(3ヶ月以内)に無償でお貸しする。	住宅管理センター
3	水道料金の減免 火災や自然災害で被害を受けた場合申請に基づき被害程度に応じて水道料金を減免	上下水道局営業課
4	下水道使用料の減免及び受益者負担金の徴収猶予 火災や自然災害により被害を受けた場合申請に基づき被害程度に応じ下水道使用料を減免 同様に被害程度に応じて受益者負担金を徴収猶予	上下水道局下水道課
5	保育料の減免 火災や自然災害により被害を受けた場合申請に基づき一定の基準で保育料を減免	子育て支援課
6	一般廃棄物処理手数料減免 火災や自然災害により被害を受けた場合申請に基づき、ごみ(家庭系一般廃棄物)の収集・運搬手数料を減免	生活環境課清掃事務所
7	建築確認手数料等の免除 火災や自然災害により住宅が被害を受けた場合申請に基づき、建築確認申請手数料等を免除(発生日から1年以内)	都市計画課

## 第6節 激甚災害指定による復旧

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国民経済に著しい影響を及ぼし、且つ、当該災害による地方財政の負担を緩和、又は被災者に対する特別の助成を行うことが必要と認められる災害が発生した場合は、激甚災害として政令で指定し、一般災害に比較して各種の事業に国庫補助の増額を行い、また、金融面においても特別な措置を講じる。

のことから、市は被害状況を速やかに調査把握するとともに、県の協力を得て早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

### 1 激甚災害指定の手続き

激甚災害の指定を受ける場合は、次の手続き順序によるものとする。

- (1) 別府市  
市長は、災害の被害状況及び応急対策の概要等を、直ちに県知事へ報告する。
- (2) 大分県  
別府市から報告を受けた県知事は、速やかに、その旨を内閣総理大臣へ報告する。
- (3) 国  
県知事から報告を受けた総理大臣は、中央防災会議の意見に基づき激甚災害として指定し、当該の災害に対する措置を政令で定め、必要な援助を行う。

### 2 激甚災害指定による援助の種類等

激甚災害指定による援助の種類や特別措置等については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第3条ほかに記載のとおりとなる。

風水害・火山対策編 第7章 災害復旧復興対策  
第6節 激甚災害指定による復旧